

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

令和3年1月4日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン伏見店

京都市伏見区御堂前町6-1-6番地

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

8,656 m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となる日

令和3年1月1日

(5) 変更する理由

店舗閉店のため

3 届出年月日

令和2年12月17日

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)